

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 大 垣 市

償却資産の申告期限は、
令和8年2月2日（月）です。
必ず期限を守って申告しましょう。



大垣市マスコットキャラクター
おがつきい & おあむちゃん

◆◆◆申告書提出のお願い◆◆◆

- 償却資産をお持ちでない場合や転出・廃業があった場合でも、申告書の備考欄の該当箇所にチェックをして、必ず申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

— 目 次 —

1	償却資産の申告について	2～ 5 ページ
2	申告書類の作成方法について	6～ 8 ページ
3	償却資産について	9～13 ページ
4	償却資産の評価額の計算方法について	14～15 ページ

1 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、毎年1月1日現在に償却資産（9ページ参照）を所有している方は、その資産が所在する市町村に申告する義務があります（地方税法第383条）。

(2) 申告の方法と提出書類

申告書類は、郵送または窓口へ提出してください。地方税ポータルシステム *eLTAX*（エルタックス）での電子申告も可能です（裏表紙参照）。

※ 郵送で提出される際、申告書控えに受付印を押したものが必要な場合は、必ず申告書控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

○ 初めて申告書が届いた方（本年度から初めて申告される方）

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書（増加資産・全資産用）（※資産がある場合のみ）
注 意 点	<ul style="list-style-type: none">・1月1日現在、大垣市内に所有している償却資産を全て申告してください。・<u>償却資産をお持ちでない方は、申告書「18. 備考」欄の「該当資産なし」にレ点を記入してください。</u>

○ 前年度までに申告されている方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書（増加資産・全資産用）（※資産増加がある場合のみ）・種類別明細書（減少資産）（※資産減少がある場合のみ）
注 意 点	<ul style="list-style-type: none">・前年中に増加・減少した資産を、それぞれ種類別明細書に記入してください。・前年以前に取得した申告漏れ資産も、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください（<u>摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。</u>）・<u>増加・減少した資産がない場合は、申告書「18. 備考」欄の「資産の増減なし」にレ点を記入してください。</u>

○ 廃業、解散等された方

提出書類	・償却資産申告書
注 意 点	・廃業、解散等により事業を行わなくなった方は、 <u>申告書「18. 備考」欄の「廃業ほか」にレ点を記入し、その年月を記入してください。</u>

○ 相続、営業譲渡等された方

提出書類	・償却資産申告書
注 意 点	・相続、営業譲渡等により資産を譲り渡した場合は、 <u>申告書「18. 備考」欄の「相続・譲渡ほか」にレ点を記入し、相続または譲渡先の氏名（名称）、住所を記入してください。</u>

● 電算処理で申告をされる方

毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日現在大垣市内に所有している全ての償却資産について、以下の点に留意し申告してください。

償却資産申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた様式（地方税法施行規則第26号様式）により申告してください。 ・<u>所有者コードを確認するため、本市からお送りする申告書またはお知らせのハガキから、所有者コードを必ず転記してください。</u> ・評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用）	<ul style="list-style-type: none"> ・次の項目は、必ず記入してください。 <u>資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数（改正耐用年数も含む）、価額、特例率（該当する場合）、増加事由（1～4）</u> ・評価額は、14～15ページを参照の上算出してください。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%です。 ・課税標準の特例が適用される資産がある場合は、その特例率および課税標準額を記入してください。 ・種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、その合計額を記入してください。 ・改良費（資本的支出）については、本体と区別して評価計算を行ってください。

(3) 電子申告について

eLTAX（エルタックス）による電子申告については、裏表紙をご参照ください。

なお、廃業・解散、相続・資産譲渡などの場合や、次年度の申告書・申告資料（種類別明細書）の送付希望など、申告に際し必要な情報があれば「18. 備考」欄に記入してください。

※ 電子申告で申告される際の留意点

「申告区分」により提出（送信）していただく書類が異なります。

① 初めて申告される方

電子申告の区分に関わらず、全資産を申告してください。

② 申告区分が「増減資産」の方

「前年度までに申告されている方」と同様に、申告書および種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用の該当するもの）を提出してください。

③ 申告区分が「全資産（電）」の方

「電算処理で申告される方」と同様に、毎年度全資産を申告してください。

※ 他者から受け入れた資産や、他市町村から移動してきた資産、申告漏れ資産など、取得年月と申告年度に齟齬がある資産については、摘要欄に必ずその旨を記載してください（例：申告漏れ資産→摘要欄に「申告漏れ」と記載）。

(4) 不申告、虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされない場合は、過料が科せられる（地方税法第 386 条および大垣市税条例第 56 条）ことがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります（地方税法第 368 条）ので、必ず期限までに申告してください。

また、虚偽の内容の申告をされますと、罰金等を科せられる（地方税法第 385 条）ことがあります。

(5) 実地調査等のお願い

申告書受付後、申告内容が適正であることを確認するため、順次調査を実施します（地方税法第 353 条・403 条）。固定資産台帳等の資料提供を依頼する場合や、電話で問い合わせをすることがありますので、ご協力をお願いします。

(6) 過年度への遡及について

申告または調査に伴い申告漏れ等が判明した場合は、内容を確認の上、申告内容の修正を行います。資産の取得時期により、最大 5 年度分遡及することがあります（地方税法第 17 条の 5 第 5 項）ので、あらかじめご承知おきください。

なお、偽りその他の不正により税額を免れた場合は、最大7年度分遡及することとなります（地方税法第17条の5第7項）。

過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となりますので、ご留意ください。

(7) ^{マイナンバー}「**個人番号又は法人番号**」欄の記入および本人確認措置の実施について

申告書には個人番号（マイナンバー）（12桁）または法人番号（13桁）の記入が必要です（共有の場合は記入不要です）。

eLTAX（エルタックス）や電算処理で申告をする場合は「所有者コード」欄と「個人番号又は法人番号」欄の両方を必ず記入してください。

なお、個人事業者の方がマイナンバーを記載した申告書を窓口または郵送で提出される場合は、番号法（※）に定める本人確認措置を実施します。次のとおり、本人確認資料の提示等についてご協力をお願いします。eLTAX（エルタックス）でのご申告の際は、電子署名により本人確認されるため、資料の提出等は不要です。

（※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

① 事業者本人が申告書を提出する場合

個人番号 確認資料	マイナンバーカード（裏面）、通知カード（記載内容に変更のないもの）、住民票の写し（個人番号付き）等
本人確認資料	マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券、医療保険証 等 または <u>大垣市から郵送された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書</u>

② 代理人が申告書を提出する場合

個人番号 確認資料	<u>事業者本人の</u> マイナンバーカード（裏面）の写し、通知カード（記載内容に変更のないもの）の写し、住民票の写し（個人番号付き）等
代理人の 本人確認資料	<u>代理人の</u> マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券、医療保険証、 （税理士の場合）税理士証票、 等
代理権 確認資料	委任状（任意の様式）または税務代理権限証書 <u>※ 税理士の場合、申告書「税理士等の氏名」欄に税理士の署名があれば不要。</u>

※ 郵送で提出する場合

上記表の個人番号・本人確認資料の写し（代理権確認資料については原本）を同封してください。なお、税理士等が複数の申告書をまとめて郵送する場合は、本人確認資料の写しは1部で構いません。

3 償却資産について

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号）。

具体的には、12～13 ページに主な償却資産の例を記載してあります。

(2) 申告の対象となる資産

1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次の資産についても、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 決算日以後に取得した資産で、固定資産に計上されていない資産
- ② 償却済資産（減価償却が終わっている資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働は中止しているが、稼働できる状態にはある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 福利厚生のために供するもの
- ⑧ 資産の所有者が、他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 特許権やソフトウェアなどの無形固定資産
- ③ 繰延資産
- ④ 少額資産（下記参照）

(4) 少額資産等の取扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、以下のとおりとなります。

- ① 使用可能期間が 1 年未満であるものまたは取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち、3 年間で一括償却したもの

③ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したファイナンス・リース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

一方、租税特別措置法に基づく中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 等）を適用して損金または必要経費算入した資産は、申告の対象となります。

また、取得価額 10 万円未満の資産であっても、任意で個別に減価償却しているものは、申告の対象となります。

(取得価額)	個別に減価償却しているもの		
30 万円未満	中小企業者等の少額資産特例		
20 万円未満	③リース資産	②3 年で一括償却	
10 万円未満	(20 万円未満)		①一時に損金算入

: 申告の対象となる部分 : 申告の対象とならない部分

(5) 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 および同法附則第 15 条等に定める資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当資産を取得された方は、特例適用申告書に関係書類を添付してご提出ください。

(大垣市ホームページ (<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000043016.html> ) に掲載)

< 課税標準の特例が適用される資産の例 > (令和 7 年 9 月現在)

資産の種類	取得期間	特例割合	適用条項
中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等が大垣市から「先端設備等導入計画」の認定(※)を受けた後、新規取得した「先端設備」	令和 7 年 3 月 31 日まで	賃上げ表明がない場合 価格の 1/2 (3 年度分)	法附則第 15 条 旧第 44 項
		賃上げ表明がある場合 価格の 1/3 (4 年度分)	
※ 「先端設備導入計画」の認定については、市役所産業振興室へお問い合わせください。	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	1.5%以上の賃上げ表明がある場合 価格の 1/2 (3 年度分)	法附則第 15 条 第 43 項
		3%以上の賃上げ表明がある場合 価格の 1/4 (5 年度分)	
水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設	制限なし (平成 30 年 4 月 1 日から)	価格の 1/2	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号

(6) リース資産について

リース資産のうち、所有権移転外リース資産については、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。ただし、前記（10 ページ(4)-③）のとおり取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象外となります。

また、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価により譲渡することが決まっているもの、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合は、実質的な所有権は借主にあると考えられるため、借主が当該資産を申告する必要があります。

(7) 国税との主な違い

項 目	国税（所得税・法人税）	固定資産税（地方税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	<u>賦課期日（1月1日）</u>
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制	<u>定率法のみ</u>
前年中の新規取得資産	月割償却	<u>半年償却（1/2）</u>
圧縮記帳の制度（※）	認められます	<u>認められません</u>
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	<u>認められません</u>
増加償却	認められます	<u>認められます</u>
評価額の最低限度	1円まで（備忘価額）	<u>取得価額の100分の5</u>
改良費	原則区分評価	<u>区分評価</u>

※ 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

(8) 閲覧

償却資産を所有する方などは、課税台帳の閲覧により、課税台帳に登録されている資産を確認することができます。閲覧場所は市役所課税課です。新年度の閲覧開始日は、毎年4月1日（土・日曜日の場合は翌開庁日）です。

表：償却資産の種類と主な償却資産

資産の種類		課税の対象となるもの	耐用年数	課税の対象となるもの	耐用年数
1	構 築 物	駐車場等の舗装路面	10年	緑化設備ほか	7年
		・アスファルト、木れんが		・工場緑化設備	20年
		・コンクリート、ブロック、れんが、石（砂利）等	15年	擁壁	
		広告設備（看板、広告塔ほか）		・コンクリート造	30年
		・金属造	20年	・土造	40年
		・その他	10年	・鉄筋コンクリート造・石造	50年
		塀、扉、フェンスほか		下水道	
		・合成樹脂造・木造・金属造	10年	・コンクリート造、土造	15年
		・コンクリート造	15年	・鉄筋コンクリート造、石造	35年
		・土造	20年	金属造の煙突・焼却炉、街路灯	10年
		・れんが造	25年	ガードレール	10年
		・鉄筋コンクリート造	30年	アンテナ	10年
		・石造	35年	光ケーブル	10年
		建物附属設備	受変電設備	15年	中央監視制御装置
賃貸ビル等の家屋にテナントが取り付け付けた内装などの特定附帯設備					
2	機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備	10年	水道業用設備	18年
		飲料、たばこ、飼料製造業用設備	10年	通信業用設備	9年
		デジタル印刷システム設備	4年	道路貨物運送業用設備	12年
		ゴム製品製造業用設備	9年	飲食料品卸売業用設備	10年
		窯業または土石製品製造業用設備	9年	飲食料品小売業用設備	9年
		金属加工機械製造設備	9年	ガソリン、液化石油ガススタンド設備	8年
		電気機械器具製造業用設備	7年	宿泊業用設備	10年
		情報通信機械器具製造業用設備	8年	飲食店業用設備	8年
		輸送用機械器具製造業用設備	9年	洗濯、理容、美容、浴場業用設備	13年
		水産養殖業用設備	5年	自動車整備業用設備	15年
		総合工事業用設備	6年	太陽光発電設備	17年
3	船 舶	モーターボート	4年	引き船（はしけ、鋼船）	10年
4	航 空 機	ヘリコプター・グライダー（人が搭乗して操縦するもの） ※ ラジコンヘリコプターやドローンなどは、用途に応じて「2 機械及び装置」または「6 工具器具及び備品」に分類される。			5年
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフトなどの大型特殊自動車（ナンバープレート「0、00～09、000～099等（建設機械に該当するもの）」または「9、90～99、900～999等（建設機械以外のもの）」） ※ ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。			4年
6	工 具 器 具 及 び 備 品	パチンコ器	2年	厨房用品、理美容機器	5年
		テレビゲーム機	3年	ガス湯沸器他ガス機器	6年
		看板・ネオンサイン	3年	調剤機器などの医療機器	6年
		スポーツ具	3年	電話、通信設備、放送機器	6年
		カーテン	3年	冷暖房機器	6年
		パソコン	4年	電気冷蔵庫、冷凍庫	6年
		サーバー、プリンター	5年	歯科診療用ユニット	7年
		自動販売機、両替機	5年	事務用机、イス（非金属製）	8年
		テレビ、テープレコーダー	5年	事務用机、イス（金属製）	15年
		複写機、レジスター	5年	金属製室内装飾品	15年

表：業種別の主な償却資産

業 種	償却資産の対象となる主な資産の例示
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、太陽光発電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ガス・電気・上下水道等引込工事、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
共同住宅（アパート）	駐車場舗装、フェンス、緑化工事、自転車置場、ゴミ置き場、物置等
駐車場賃貸業	駐車場舗装、フェンス（柵）、照明等の電気設備、駐車装置、駐車場料金精算機等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、自動食器洗浄器、製氷機、レンジ、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、応接セット、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス機、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等

※ ただし、家屋として評価されているものは除く。

4 償却資産の評価額の計算方法について

(1) 評価額の計算方法

賦課期日（1月1日）現在における大垣市内の全資産について、資産の取得年月、取得価額および耐用年数に基づき申告いただき、資産一品ごとに評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額 = 取得価額 × (1 - a / 2)	評価額 = 前年度評価額 × (1 - a)

a：耐用年数に応ずる旧定率法による減価率

※ 算出した評価額が取得価額の 5/100 を下回る場合、取得価格の 5% の額が評価額（最低限度額）となります。

<減価残存率表>

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		a	1-a/2			1-a	a			1-a/2	1-a
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

(参考)「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」

(2) 課税標準額

賦課期日（1月1日）現在における大垣市内の全資産の評価額の合計額が、決定価格（課税標準額）となります。

ただし、課税標準額の特例が適用される資産がある場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

(3) 免税点

償却資産の課税標準額（全資産の合計）が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

(4) 税率・税額

税率は 1.4/100 です。

課税標準額（1,000 円未満切捨て）に、この税率を乗じた額（100 円未満切捨て）が税額となります。

土地・家屋を所有している場合は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算した後に、1,000 円未満を切り捨て、税率を乗じます。

(5) 評価額・課税標準額・税額の計算例

① 資産ごとの評価額を算出します。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	令和 8 年度 評価額 (小数点以下切り捨て)	評価額の合計
物置	令和 7 年 5 月	500,000 円	19 年	500,000 円 × 0.943 = <u>471,500 円</u> (取得価額) 令和 8 年度評価額	1,783,492 円
アスファルト舗装	令和 6 年 6 月	1,800,000 円	10 年	1,800,000 円 × 0.897 = 1,614,600 円 (取得価額) 令和 7 年度評価額 1,614,600 円 × 0.794 = <u>1,281,992 円</u> (前年度評価額) 令和 8 年度評価額	
パソコン	令和 2 年 5 月	600,000 円	4 年	600,000 円 × 0.781 = 468,600 円 (取得価額) 令和 3 年度評価額 ∴ ∴ ∴ ∴ 46,746 円 × 0.562 = <u>26,271 円</u> (前年度評価額) < <u>30,000 円</u> (取得価額の 5%) 令和 8 年度評価額	

② 課税年度の課税標準額を算出します。

評価額の合計 = 決定価額 = **課税標準額：1,783,492 円**

③ 課税標準額の 1,000 円未満を切り捨て、税率を乗じて税額を算出します。

1,783,000 円 × 0.014 = 24,962 円 100 円未満切捨て ⇒ **税額：24,900 円**

(6) 納期について

年 4 回（通常 4 月、7 月、12 月、2 月）です。

市税の納付については、便利な「口座振替」がご利用いただけます。口座振替依頼書は、納税通知書にも添付しております。口座振替については、市役所債権管理課（TEL：0584-47-8729）へお問い合わせください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

- インターネットを利用して、自宅やオフィスから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdesk で固定資産税（償却資産）申告データの CSV 取込みによる作成が可能です。

※ 電子申告のご利用にあたっては、事前に利用登録などの手続きが必要となります。

eLTAXのご利用開始・利用方法は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



●電話：0570-081459（ハイシンコク）

（IP 電話や PHS からは：03-5521-0019）

受付時間 9：00～17：00（土日祝・年末年始を除く）

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

< 提出・お問い合わせ先 >

〒503-8601 岐阜県大垣市 丸の内2丁目29番地 大垣市役所 2階

課税課 固定資産税（償却資産）グループ

電話番号：<0584>47-8158（直通）

F A X：<0584>74-8439

受付時間：8：30～17：15（土日祝・年末年始を除く）

大垣市役所ホームページ「償却資産（固定資産税）」について

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000009176.html>



※この冊子に記載の内容は、法令の改正に伴い変更される可能性があります。